

6 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成21年6月19日(金)

午後1時30分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 修学旅行の実施状況等について (資料1 学校教育課)
- (2) ふれあい通学合宿の実施について (// 2 生涯学習課)
- (3) 宮永岳彦記念美術館ギャラリーコンサートの実施について (// 3 //)
- (4) 第54回秦野市総合体育大会の開催について (// 4 スポーツ振興課)
- (5) 「文部科学省問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による秦野市の状況について (// 5 教育指導課)
- (6) 子どもの事件・事故等について (// なし //)
- (7) 学校ICTについて (// 6 学校教育課)
- (8) 小学校給食調理業務の委託について (// 7 //)
- (9) 秦野市教育研究所公開講座について (// 8 教育研究所)

4 協議事項

- (1) 平成21年秦野市議会第2回定例会報告について
- (2) 教育委員会の点検・評価について
- (3) 修学旅行のキャンセル料の対応について

5 その他

- (1) 大阪府枚方市における全国学力・学習状況調査の学校毎の結果の情報公開に関する大阪地裁判決について

6 閉 会

平成 2 1 年 6 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

日 時	平成 2 1 年 6 月 1 9 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時 3 5 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	2名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただいまより、6月定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議資料に沿って進めさせていただきます。

まず、前回の定例会会議録の承認についてですが、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

それでは、特にご質問、ご意見がないようですので、前回の会議録を承認いたします。

次に、教育長報告に入りますが、「(6)子どもの事件・事故等について」は、個人情報が含まれるため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

よって、「(6)子どもの事件・事故等について」は秘密会での報告といたします。

それでは、教育長報告をお願いいたします。

—教育長が教育長報告8件を報告—

委員長

それでは、ただいまの教育長報告に対しまして、(1)～(4)までのご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

加藤委員

修学旅行の実施状況等について、少なからずキャンセル料が発

生することが確実なようですが、このキャンセル料が、インフルエンザというどうにも対処のしようのない原因で発生しているものですので、保護者に負担を強いるのもどうかと思います。各市の対応を見てみても、交付金か市単独かというところで分かれているところです。秦野は未定となっていますが、実際、市のほうで負担するとなったら、支出のしどころがある程度見えてきているのか、また、交付金もある程度当てがあるのかどうか、お聞きしたいのですが。

学校教育課長

担当課、または教育委員会といたしましても、今回のケースについては、やはり考えていくべきであり、できれば公費で負担ができるように財政当局と今後調整していきたいと考えています。

財源につきましては、実は、経済対策の緊急対策交付金のインフルエンザ対応という部分でくくられており、それを使うことも可能だということで、国や県を通じて担当課にもその連絡が来ていますが、それについても財政課のほうにも話をしました。公費負担で対応をするという話になったとすれば、予備費から支出することになるのではないかというような話は、財政課からはいただいています。

委員長

キャンセル料の対応については協議事項（3）にも入っているので、キャンセル料についてはそこでもう一回議論していただくということによろしいですか。

加藤委員
委員長

はい。

キャンセル料の問題は後の協議事項のところで答弁させていただきます。それ以外で何かご質問、ご意見等ありますか。

望月委員

今の修学旅行の件ですが、このような状況が他の市町村ではどうなっているか、もし、お分かりであれば、また、全部挙げる必要はありませんので、主な市町村でも結構ですので、もし分かれば教えていただければと思います。

学校教育課長

ただいまの県下のおおよその修学旅行の取り扱い状況ということでございますが、当初、新型インフルエンザが鳥インフルエンザと同等の強毒性のものだということから、感染地域への修学旅行、あるいは集団的な移動等については、できるだけ自粛するようという通知がありました。本市としても、そのような方針に基づいて、今回の対応、教育委員の方々にも既にお知らせをしたところですが、感染地域に行く場合においては、その地域を外して、行程の見直し、それができなければ延期または中止というようなことで、各学校に要請をしたところです。

ただ、その後、厚労省あるいは文科省から、新型インフルエンザが弱毒性である、また、罹患しても、きちっとした治療を行え

ば軽く済むというようなことで、また一方では、非常に経済的な影響も大きいという、あるいは社会的な混乱、そういったものを避けるという国のねらいがあったのだらうと思いますが。当初の基準を緩和しまして、結論的には、修学旅行の取り扱いについては、自粛については見直し、延期しているところについては速やかな実施ができるように、中止が決定しているところについては再度実施を検討するようというような通知が文科省あるいは県からもありました。

それらを受けまして、全県的に修学旅行については、予定どおり実施したり、延期をしたところについては延期の計画どおり実施をしたり、あるいは、一部行程の見直しをした学校もありますが、またそれを戻して実施をしたりというようなことで、全県的にはそのような流れになっています。

協議事項、「修学旅行のキャンセル料の対応について」の部分で、後ほど協議事項で扱う部分なのですが、ここで、例えば海老名市とか座間市は「取消料なし」と書いてありますが、海老名市が6月17日から出発、座間市も来週から出発をするので、もともと予定が来週から出発あるいは6月17日から出発ということですので、取消料はかかっていないというようなことです。

本市としては、先ほど教育長のほうからお話があったとおり、子どもの健康・安全というものを第一に考えて、今のところはその取り扱い方で各学校のほうには要請しています。

しかしながら、今日、厚労省のほうでも対処方針が若干緩やかになっているというところもありますので、それは、また皆さんと協議をしていく必要があれば、考えていきたいと思います。

必要以上にシビアに考えるのはどうかとは思いますが、南が丘中学校は14～15日に行きますね。あとは9月あたりなのですけれども、万が一、2～3日前に向こうで発生したら、それはそのときにまたいろいろと議論を重ねて結論を出す訳ですが、今のところは、緊急の場合に何かそういう考えがあるかどうか。

それからもう一つは、もし秦野市から幼小中の子どもたちが1人でも発生したときの対応、これは幾つかのスタイルがあるのではないかと思いますが、万が一そのようなことがあった場合には、どのような対応を考えているかについてお聞かせ願いたいと思います。

現時点においては、本市において臨時休業措置をとった場合には、そういった学校行事については全体的に自粛と考えています。したがって、臨時休業をしていながら修学旅行を実施するということは考えておりません。

望月委員

学校教育課長

教育長

我々は専門家ではないので、危険回避のためには最悪を想定するしかないのです。ですから、国にしろ、県にしろ、やはり、専門家を擁した、専門のブレーンのいるところは、的確に迅速に明確に方針を出してほしいですね。

保護者にも温度差がありまして、「いいから行かせてくれ、平気だ」ということを言う親もいれば、「万が一うちの子がインフルエンザにかかったらどう責任をとってくれるんだ」と、こうなる訳です。ですから、本当に今回良く分かったのは、このようなときの危機管理と国からの指示系統と判断が明確でないということ。今、望月委員が言われたことに対して我々が一体何をよりどころに判断したらいいかということは、これから大きな課題だと思います。

委員長

教育総務課長

市の危機管理委員会はどのような見解を出しているのですか。

海老名市が参考になるかと思いますが、基本的には、学校で児童生徒が発症した場合については、発熱相談センターでまず相談を受け、発熱外来で検査を受けて、PCR（遺伝子検査）で確定をさせます。本来は、市の危機管理対策本部のほうに、何日休校にするとか何をしてくださいという要請が来ますが、海老名市の場合にはその要請がなく、海老名市の危機管理対策本部が、今まで通例の中で、1週間中学校区を休業にした。これを県に報告して、県から要請があったようにして処理をしたというのが今回の海老名市の例になります。

市本部の事務レベルの中でも、学校でそういう状況があった場合には、一定程度の目安、国の基準で出している7日間ですとか、海老名市がとった中学校区エリア、この辺の一定程度の範疇は持っていなければいけないのだなど。ただ、この部分については、海老名市も、臨時教育委員会会議等を開いて、その中で決定をする格好になりましたが、そのような状況がありますので、ある程度委員会の中でそんな部分かなというような協議がいただければと思います。まだ協議としては出していないので、現段階の市の危機管理の部分と事務局の内部では、この部分を参考として方向性を出していくのかなと思っています。

教育長

秦野市の危機管理対策本部に保健所の専門家が入りました。ですから、いわゆる専門家がない中で、市長以下、役職は部長や教育長も入っているのですが、専門的な判断ができません。危機管理として何とかしなければいけないという心意気は十分あるし、何か決まったことに対しては精力的に取り組めるのですが、今のような、行くべきか行かざるべきかという判断、何日間休業にしたらいいのかといっても、我々には専門的な根拠はありませ

委員長

ん。そこが揺れてしまっていたために今回色々あった。ですから、今ご質問があった市の危機管理対策本部に保健所の専門家が1人入ることで、若干前よりは、秦野市としてのジャッジメントに専門性が加わってくるかなと感じています。

この件に関してはよろしいですか。

生涯学習課長

(2)のふれあい通学合宿は、率直に言って、希望者はたくさんあるのですか。やり始めたから50人集めてやろう、そういうことではないですね。

そうではないです。定員数50人ということで参加者を集めている訳ですが、本市はこれを平成15年から開始しておりまして、当時は34人だったのですが、平成16年からは、大根小や広畑小の生徒さんにも参加していただいていますので、16年度以降は50名という形の中で行っています。

委員長

(4)の秦野市総合体育大会についてですが、国体で秦野市は山岳競技と卓球。卓球については、ここにも入っているからいいのですが、山岳競技を行ったということにはそれなりの理由があり、その後も、後継者というか、そのような競技を行う人、あるいは指導者を育てることは、義務とは言わなくても、そのような努力はしたほうが良いのではないかという気がするのですが、山岳競技はこの総合体育大会みたいなものには馴染まないのですか。

スポーツ振興課長

山岳競技につきましては、財団のほうで、スポーツ教室の中に山岳の指導者養成と、子どもたちを対象に教室を行っています。ただ、この総合体育大会につきましては、各地区の地区別対抗という要素もありますので、なかなか選手が集まらない状況がありますので、山岳競技はこの中には入っていません。

望月委員

通学合宿についてですが、昨年私も行きまして、子どもが非常に生き生きしていて、見ていて大変ほほ笑ましい感じがしました。

それから、昨年、私もこの成果等についてどう考えているかという質問をさせていただいたのですが、例えば、今年のふれあい合宿の目玉、あるいは昨年度の反省に基づいて、このようなことを改善して取り組んでみたというものがあれば、教えていただきたいのですが。

生涯学習課長

今年度の目玉の部分については、高齢者との交流があります。その中で、グランドゴルフ、それから絵手紙を今年度は行おうということで今のところは考えています。

教育長

ここで私が教育委員としてあえて言うのですが、せっかく、ふれあい通学合宿が大根地区で花開いて継続性があるけれども、

前々からの課題は、なぜ大根地区だけができてほかの地区でできないのかという課題です。つまり、教育委員会としてこれを評価するのであれば、評価していいものがなぜ広がらないのかということです。

委員長

このままいくと、広畑ふれあいプラザで落ちついて、これはこれで完結してしまうような感じがしないでもない。生涯学習課として、さらに発展というのは、学校の協力を得るとか、大変だとは思いますが、このふれあいプラザがどうなるかではなくて、もうちょっと他に目を向けて広げるようなことを行わなければ、第何回広畑ふれあいプラザふれあい通学合宿というものが続くだけになってしまうような気がしないでもないです。

学校教育課長

それでは、教育長報告（5）以降に入ります。
先ほど、学校ICT環境整備事業の概要のところでも教育長から話がありましたが、この予算は単年度でしょうか。
この予算については、単年度、ここで予算が確定されて執行している、今年度予算です。

委員長

何を言いたいかというと、教育長がその後どうなるか心配をしておられて、予算がついても、その予算が単年度ですと、これを継続していくにはそれなりの費用が必要になってきますね。

学校教育課長

単年度の執行ですので、例えば保守管理については市の負担になっています。

委員長

これが最大の問題ですね。その後は継続できる準備をしておかなくてはいけないということになる訳です。ここの部分は教育委員会だけではどうにもならないことですから、この後継続できるだけの予算をどのように確保するかということを検討しなければならない。これを行うかどうかと同時に、後の検討ということはされているのですか。

学校教育課長

これが予算執行できた場合の後の取り扱いについては、これは平成21年度事業ですので、保守管理の関係につきましても、来年度予算の中に計上していくということになります。したがって、この秋以降の予算編成の中で、設置状況に合わせて必要があれば、市費で対応することになります。

高橋委員

資料5の問題行動等に関することですが、いじめの定義の変更が平成18年度にあったために、いじめの件数が平成17年度から平成18年度に大幅にアップしていますが、どのような変更点があったためにこのように数が増えたのでしょうか。

教育指導課長

簡潔に申しますと、従来は、いじめの定義が3つぐらいございまして、具体性や継続性や一方的なものであることなど、そのようなものが位置づけられていました。特に継続していなければい

高橋委員

はじめにはカウントしないということがいろいろと論議を呼びまして、平成18年度以降は、むしろそういう背景ではなく、被害者、傷ついた人間、生徒・児童の立場から考えながら、それをいじめの中にカウントしていこうと変わったものです。

教育指導課長

生徒が「自分はいじめを受けた」と言えば、それはいじめであるということですか。

高橋委員

はい。

解決状況について、随分良いパーセンテージが挙がっているのですが、解決したというときは、どのような状況をもって解決したと捉えられるのですか。

教育指導課長

基準としては、本人の傷ついていた心がある程度癒されるという心情をもとにして、それは判断されるものだと思いますが、やはり、本人と保護者、そして教職員の協議の上で、それが解決したという判断をしているものと思います。

高橋委員

例えば、いじめが外にあらわれて顕在化している場合などは、いじめをしている人とされている子の両方が立ち会う場があって、先生か誰かが仲立ちをして状況を聞くというようなことがあるのですか。

教育指導課長

今、高橋委員がおっしゃったような方法も一つあります。ただ、関係者をすべて集めて、そこで会議をし、話し合いをして合意を結ぶのが全てにおいて適切であるとは言えない。別室に呼びながら、あるいは保護者をまじえながら、あるいは子どもと教師で対峙するというような、いろいろなケースが考えられます。

高橋委員

そうですね。加害者と言ったらおかしいですが、いじめている子といじめられている子を会わせても、その場の成り行きで結局「よかった」みたいな解決になってしまうと、ちょっと問題かなと思います。

教育指導課長

発達段階に応じて変わってくる傾向があると思います。小学校の3～4年生ぐらい、低学年から中学年にかけては、同じ空間で会わせて、そして仲直りをさせるというやり方もあるかと思いますが、小学校高学年や中学生になりますと、やはり、個別に事情や事実を確認し、それぞれのフォローをするというような形が多くなっています。

委員長

いじめが減ったということ、現場の先生あるいは教育委員会などで実感することはあるのですか。

教育指導課長

私の現場の経験から感じまして、少なくなったなということを実感というのは非常に難しいと思います。というのは、日々人間関係に悩んでいる姿は目の当たりにしています。確かに陰湿なものが最近はなくなってきたというような感覚は捉えることがで

委員長

きるかもしれません。

先生方にもそのようなことを実感するような感覚だとか行動とかが必要な気がするのですが。人間と人間の問題だから難しいのかもしれないけれども、先生たちにもそのようなことを感じてほしいと思います。

望月委員

私は、実はいじめの件数がこのように減ったということはすごいと思っています。秦野市は非常にいじめ、不登校についての取り組みが積極的、かつアイデアに富んだ取り組みがされていたと思います。いち早く、いじめ・不登校検討委員会を設置して、昨年は文化会館で市民の人たちと一緒に考える「教育を語り合う集い」や、「わたしたちのこころ見えますか」というパンフレット、あるいは「子ども人権宣言」のアピール書など、私も幾つか他の市町村に聞いてみたのですが、このようなユニークな活動はほとんど聞かれなかった。そのような意味では、秦野市の取り組みは範を示すものかなと思っています。地道な取り組みの結果がこのようにことにも表れているのではないかとも思っている訳です。

ですから、数が減ったということは、これをまた、定例園長・校長会なり、生徒指導の場面で大いに話をしてもらって、学校の先生方もこれをもってさらに自信をつけるようにやっていただく、そのような色々な機会でこれを周知してもらいたいと思っています。そうすると、また学校の先生方も、児童・生徒指導担当の先生もさらに勇気づけられることになるのではないかと思います。

それから、いじめを発見した人が先生以外ということで、これは定義が変わったのでだんだん多くなっているのだろうと思いますが、私はこれが非常に大事だと思います。ですから、この調査項目の中で、もし分かっただけで良いのですが、教職員以外からの情報は、生徒、地域、友達、色々あると思いますが、もしそれが分かっただけで教えていただきたいと思っています。

それから、今の子どもたちの象徴かなと思うのですが、対教師暴力が勃発的に発生するとか、それから、生徒間暴力も勃発的に発生したとか、これが具体的にはどんな傾向にあるのか、つかんでいることを教えていただきたいと思っています。

それから、いじめの対応について、まだ今年も全国平均はもちろんで出ていないのですが、小中学校とも一番多いのが冷やかし、からかい、2番目は小学校は仲間はずれです。中学校は、この辺に今度は言葉とか暴力による脅しがあったりするのですが、この辺は秦野市はどうなっているかということをお聞かせ願いたいと思っています。

教育指導課長

1つ目のいじめの発見ですが、学校の教職員以外からの情報による発見、この中身としましては、もちろん児童・生徒ということもありますが、それ以上に主なものが学校でのアンケート調査から露呈しているということが結構多いということが言えます。

委員長

そのアンケートは毎月とるのですか。

教育指導課長

年に1回か2回です。ただ、そのような状況によって問題が発生したときは、もう少し細かくとる学校が多いようです。

2つ目の暴力行為ですが、今回、合計数で50ほど中学校では増えました。この数が気になったもので、もう少し分析的に調査をしましたところ、おもしろいと言うと変ですが、大体約70で、対生徒間の70のうち、約40が1年生です。20が2年生、10が3年生、1年生が一番多くて3年生は少なくなる。その辺をいろいろと関係職員に聞き取りを行いましたら、ある程度それは指導の効果もあるだろう。また、それに対する子どもの意識もだんだん変わってくるということになる。

さらに1年生が多い数字の内実を調べていきますと、40のうち、20近くが特定の中学校、10もある特定の中学校、その2つの中学校のもう少し具体的な聞き取りをしましたら、いずれも、非常に些細な、砂をかけられたとか、石を投げてきたとか、ちょっと当たったとか、そのような些細なことがだんだんエスカレートしていく、それが文章にもありますが、「突発的に発生した」という言葉につながっていきます。中学校の先生方の言葉を借りれば、素直である半面、非常に幼さを感じる、精神年齢という言葉が適切かどうかは分かりませんが、今までに出会った子どもに比べて、本当に小学校のけんかを見ているようだというような傾向がございます。一つの子どもの姿だと思っています。

委員長

3つ目のことですが、これは具体的に手元にはありませんが、大体、全国的な流れと同じような形で来ているかと思います。

おもしろいと言ってはいけないけれども、不思議ですよ。だんだん学年が進むと折り合いがついてくる。

望月委員

大人になってくる訳ですね。

委員長

その他いかがですか。

教育長

今、望月委員が言われたのは、秦野がということはないですが、どの教育委員会も自治体も、いじめ、不登校については大変憂慮しているところなので、いろいろな取り組みはしていると思います。指導課長からも聞いたような気がします。いじめを考える会では、子どもを主人公に前に出しています。だから、子どもが「僕たち」「私たちは」みたいに主人公になって、この問題と真向から取り組むという雰囲気と空気が、市全体で、あるいはそ

れが学校に戻っても継承されている。やはり自分たちの問題だから、自分たちで努力したり工夫すると減ってくるのではないかという可能性と方向性が見えたような気はしています。

だから、大人が幾ら大声でああだ、こうだ言っても、子ども自身がその気にならなければ、結局は、勉強も学力も同じでしょうが、そのような部分を仕掛けとしてはこれからも一番大事にすべきだろうということ、それがいじめに関してはかなり出てきているのではないかと思います。

不登校は、子どもの手ではなかなか難しいでしょう。いじめは当事者で「やめなよ」と言えばやめられることもありますが、それが秦野の教育の中で方向としては間違っていないのではないかとということが一つ。

それから、もう一つは、大人、教員の意識です。アンテナを高くしなさいとか、子どもの内面によく迫ってなんて、いろいろなことを言うのは簡単です。日常では、いじめ問題というと、これは良くないとか、こうすべきということはあるけれども、自分の問題に突きつけられると大人も必死になって考えます。

前にお話ししたと思うのですが、市内の幼稚園長、学校長全員に、いじめについての所見というレポートをお願いして出してもらいました。あれはやはり、管理職としても一教員としても、多分、考えたり見つめるいい時間だったのかなと思っています。

実は、あの話題は教頭先生やほかの教員にも噂が広がりました。校長先生にも、そのようなことに一生懸命取り組む場面が与えられているし、取り組んだという話があることも、学校の中でちょっとは教師集団に刺激になったのかなと、そうあってくれるとうれしいなと思います。

委員長

そのようなことに気を使って見ていくということは大事なことだと思います。

望月委員

子どもたちの自浄作用に取り組むということなのですが、今、教育長がおっしゃったように、自分たちで取り組むという、自分たちでそのような風土を創るという、それは非常に効果があるという声は聞いています。

ですから、市全体の子どもたちを集めていろいろやるということは大変だということは私も重々分かっていますが、またぜひこの辺も続けていただければ、さらにいじめゼロに近いような風土、取り組みができるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

次に協議事項に入ります。

「平成21年度秦野市議会第2回定例会報告について」ご説明

委員長

教育指導課長

をお願いいたします。

—教育総務課長が平成21年度秦野市議会第2回定例会報告について説明—

5ページの小菅議員の質問ですが、「入学式は午前中に実施すべきである」ということと「中学校の卒業式が乱れている」「国歌斉唱に関して、誤解を生むようなアナウンスがある」ということは、どのような意味だったのですか。

1つ目は「お祝い事は午前中にとり行うべきである」という考え方です。

2つ目の中学校の卒業式が乱れていることについては、中学校の卒業式の中で、一連の流れの最後に、閉式の言葉が終わった後の場合が多いですが、子どもたちにより、卒業式の退場の前に、「ちょっと待って」というような声を上げて、自分たちがお世話になった方々に感謝の気持ちを表したいというようなセレモニーをする学校が何校かありました。議員のご意見としましては、退場して教室に戻るまでが一つの儀式である、やはり静粛に行われるべきものである、その辺は指導が必要ではないかというご意見です。

3つ目の誤解を生むようなアナウンスというのは、小学校でのことですが、特定の小学校で、式の入場が始まる前に、司会から、体育館に座っておられる保護者や大人の方に対して、国歌斉唱がある、ご賛同いただける方はともにご起立いただき斉唱してほしいということをアナウンスで指示されました。その「ご賛同」ということが、これは必要あるものだろうかというご指摘の中から、こういう誤解を生むようなアナウンスは避けるべきであり、指導すべきであるというご質問でございました。

それにつきまして、誤解をされる可能性のある表現については、今後、実情を調べて、指導するという回答です。

卒業式のあり方については、退場する前に、卒業生によるパフォーマンス的な行為が式の雰囲気を壊すようなことがあってはならないと考えるので、しっかりと改めて生徒に理解させ、考えるように努めていきますという回答をしています。

それから、入学式、卒業式のことについては、ここにもごきますように、保護者や地域の方々のご意見を伺いながら校長とともに検討していきたい。これについては、2つ要因がございまして、兄弟関係がともに入学になるお子さんの家庭への配慮、さらには、地域でお世話になる方々を入学式で紹介することがあります。その場合、小学校、中学校で重複しますので、ご来賓の方への配慮、この2点が大きな要因ですので、その辺を総合的に見な

委員長

がら考えていくことが必要ではないかというような回答をしています。

私の見解としては、上の2つは余り問題ないと思います。何でもかんでも午前中にはできないということがある訳ですから。お祝いは時間ではなくて気持ちの問題です。気持ちがあるかどうかです。

乱れているというのは、先ほどの話の程度では、私は乱れているとは思いません。そのぐらいのことはあってもいいと思いますけれども、これは私の見解です。

望月委員

入学式の件ですが、実は、これは私が校長をやっているときに
出たことなのです。要するに、小学生と中学生の両方を持っている保護者については、両方に行けなくなってしまうので、ぜひひとつ検討してほしい、別々にしてほしいというような意見がありました。そこで、我々校長会もさんざんPTAの意見も聞きながらやった結果の知恵がこうなったということなのです。

教育課程の編成権は学校長にある訳で、これを解決するには、どちらにしても賛否両論が出てきます。重なってしまうのはごく一部の保護者なのです。これも全部アンケートをとりました。しかし、それは配慮しなければいけないだろうということで、このように知恵を絞った訳です。ですから、その辺も考えて、どうしても午前中だということに行くのであれば、入学式の日を別にしなければ解決できないと思います。ただ、そうなると、授業時数の確保というようなこともあつたりしまして、大変難しいのですけれども、改めてこれをきっかけに、結果的に同じになるかもしれないけれども、また議論を深めてみると良いのではないかと思います。

同じく小菅議員さんの最初の教育委員会の姿勢についてということで、「わが国」「伝統」が入っていないということなのですが、ここで答弁が「数値化を図るようにしていきたい」というようなこと、この辺の真意をもう一度お聞きしたいのですが、その前に私の意見を述べさせていただきます。

ここにあるのは、教育基本法、学校教育法が改訂された上での趣旨を理解しながらこのような発言になったのではないかと思います。特にここに盛られていることは、新学習指導要領では、各教科、それから特別活動、道徳、すべてが内容的にも盛られ強調されています。ですから、その各教科、道徳、特別活動、総合もそうなのです。総合もよく見るとたくさん入っています。ですから、その4領域をやれば、かなり趣旨が徹底できるのではないかと思います。

それから、今は数値化ブームなのですが、気をつけたいと思うのは、物の生産と心の生産は基本的に違うということです。だから、心の生産をする我々学校教育のものを、数値化する必要がある部分もあるでしょうけれども、これがすべて数値化ということになると、かなり無理が生じてくる、私はそう思います。

教育指導課長

ですから、数値化という部分については、非常に答弁も苦しかったかなと思うのですけれども、慎重に進めてほしい、熟慮してほしいと思います。

新学習指導要領の中では、今ご指摘の教科、あるいは要録の中でかなりこの点について触れられている内容です。その辺もミックスしながら対応していきたいと思いますが、この部分の回答としては、数値目標については、教育活動の中には数値化しにくいものが多くあります。できるだけ目標の数値化を図れるようにしていきたいという表現を部長が答弁しております。今、望月委員ご指摘のとおりだと思います。心については数値化にならないものが数多くあり、また、それが教育活動の中核に迫るものが多くありますので、その辺はしっかりと見極めていきたいと思えます。

委員長

去年からそのような議論は随分しているのですが、本質はなかなか数値化できないです。しかし、考え方とか見方というものを数値化することは可能な訳で、それが評価として適切であるかどうかという問題はもちろんある訳です。必ずしも数値化できないから最初からやらないということではなくて、そのような本質は数値化が難しくても、意識の問題、あるいは思いみいたいなものを数値化するというようなことはあり得る訳です。だから、どこを切り口に数値化するかということ、これからは、それぞれの項目、こういった抽象的な問題についての数値化の仕方を考えるということは必要なのではないかという気がします。

教育長

「できる限り数値化」というような答弁書の表記を今回とったのは、今、委員長が言われたようなこともあるのと、数値化できないものだということに逃げてはいけないと思うのです。つまり、学校現場は、別に数値化しろという意味ではなく、抽象的なことをやっていますし、結果が人間性だとかということですが、そのようなところに埋没しないでほしいです。

ですので、やはり結果を出さなければいけません。不登校の子は減らさなければいけませんし、努力すればできる子は伸ばさなければいけません。それを、努力しないとは言わないけれども、ある程度放置しておいて、これはこれで仕方ない、これも生き方ですと言うのは、やはり、教育のプロとしてはあってはならないと

ということだと思います。数値化などしなくていいとか、数値化することは教育に馴染まないというだけのお題目を唱えて、本質に迫ろうとしないほうになりがちだと私は思っていたので、このような表現を、あえて「できる限り」と言った訳です。何でもかんでも数値化するという意味ではありません。

ですから、学校現場の教職員も学校長も含めて、数値化はまかりならんというような大前提に立って物を考えてはいけないうだろうということなのです。しかし、ややもすると、教育界というのは、意外とその辺で逃げが打てる、という言葉は悪いですし、またそれが本質かもしれないですけれども、やっぱりお互い切磋琢磨しながら、子どもや保護者の立場に立ったら、分かりやすくできるものは、今言われたように、努力していくということが大事ではないかと思えます。

毎日「早寝、早起き、朝ごはん」で努力している子が本校では60%だとします。そうしたら、やはり、80%、90%、100%に近づくという努力は家庭の協力を得ながらやってもおかしくないと思えます。そんなのは別にいいのだとか、指導だけして、あとは家庭の問題だと言って投げてしまうと、それでいいのですかという気もありましたので、そのような意味を含めての数値化を図るということだと私は理解しています。

委員長
望月委員

私もそれで結構だと思います。

私が今それをあえて申し上げましたのは、ここにある「豊かな情操と道徳心」「公共の精神」、いわゆる心の問題ですね。これは教育基本法、学校教育法を見ると、やはり非常に心の部分が多いです。そのような部分で、この「豊かな情操と道徳心」「公共の精神」という部分については、やはり慎重に進めなくてはならないということです。

教育長

2学期制については、2ページのところにも出ています。これについては、既に教育委員会でも皆さんにお願いしているように、答弁でも、何とか本年度中ということ。それも来年の3月あたりに結論を出しても学校が間に合いませんから、何とか夏休み中には皆さんで議論していただいて、9月には方向を出したいという思いでいます。そうしませんと、そのような方針がもし決まった場合に、決まった中身にもよりますが、学校が準備する期間が必要です。ですから、余りのんびりはしていただけないと思えますので、ぜひこれは学習会を設定して、議論をして、責任を持って方向性を出したい。

委員長

私もこれは前から気になっている問題で、これは学校だとか地域とかに任せておいて良いという問題ではないと思えます。教育

のシステム、制度の本質的などころである訳なので、教育委員会としても、これまでの経緯をきちっと整理をして、評価をして、今までのような方向で良いというのか、秦野市教育委員会としてはこれを進めるというのか、今までのように、地域、学校で都合が良いほうをとれば良いということなのか、それがどういう結論になるかということですが、私は、基本的なところから十分な検討をした上で姿勢を示すべきだと思います。先ほど申し上げましたように、これもぜひどこかで学習会を開いて、議論のテーマにさせていただきたいと思います。

教育指導課長

少し気になったのは、私は初めてこのようなものを見たのですが、3ページの一番上のNo. 7、「がん医療対策の推進」というのがありますが、「がんのひみつ」という本は、実は見たことがないです。中学校でがんに関する教育にどの程度取り組んでいるのか、簡単にご説明いただけないでしょうか。

中学校の保健体育の授業の3年生のカリキュラムの中で、平均4時間設定として行われております。主に生活習慣病とその予防という観点で、がんの原因であったり、がんという病気の基礎知識や生活習慣との関係、検診受診の有効性、早期発見・治療の大切さ、がんを防ぐための生活改善、そのような内容を取り扱っているところです。

教育長

スポーツ振興財団の取り扱いについてですが、教育委員会でどうこう言える問題なのか、静かにじっと待っているものなのかがどうもよく分からなくて、以前は私が副理事長をやっていたので、内容やあり方については発言もしましたし、責任もある立場にいました。

ところが、指定管理者を外れた今年は、経過措置でしょうけれども、我々の組織のスポーツ振興課長がスポーツ振興財団の事務局長という要職についているのです。そうすると、教育委員会は関係ないとは言えないと思うのです。これからスポーツ振興財団がどこへ行くかもまだ不明な中で、教育委員会として、スポーツ振興財団かくあるべしとか、教育委員会としてはどのようなかわりが好ましいのか、スポーツ振興とスポーツ振興財団とのかかわりをどのようにしていけば良いのかということも議論して、お互いに共通理解をしておく必要があるとすれば、これも一回学習会を本格的に開いて、そこにはいろいろな人に来てもらって、よく聞かないと無理ではないかと思うのです。しかし、そのようなものに馴染む団体なのかどうかもよく分からないので、皆さんにもしご意見があれば、お聞きしておこうかなと思っています。

委員長

先月のこの委員会でもその議論があって、私もそう申し上げた

と思うのですが、スポーツ振興課が関係していて教育委員会は関係していませんという訳にはいかないだろうから、どのようなスタンスで臨むのかということは明確にしないといけないと思います。第一、前回申し上げたように、あの報告書を読んで、あれで教育委員会の評価として出すのかといたら、出せないです。だから、どうするのか、責任はあると思います。

生涯学習部長　　今、教育長が言われましたように、基本的な部分がまだ整理されていないと思います。今後は、教育委員会だけの問題ではなくて、市長事務局、当然、それと絡んだ中で、一緒になった形で議論し、整理していく必要があると思います。そのためには、やはり、市長事務局からも出てもらい、むしろ教育委員会会議ということではなく、教育委員会に関係する私どものメンバー、それから市長部に携わっている者でまずは議論していくことが必要ではないかと思います。

教育長　　そうすると、ここの教育委員会会議は特段これについては発言のしようもないのでしょうか。

生涯学習部長　　私はそう思います。むしろ、これは教育委員会だけで議論する問題ではないと思いますので。

委員長　　そうであれば、それははっきりと言って、それでは教育委員会はどのようにかかわるのかということを明確にしていくことは必要です。

教育長　　だとしたら、それはそれですっきりさせてしまえばいいと思います。教育委員さんにお手を煩わせることもない訳です。

生涯学習部長　　そのような話をする動きがあるので、それをもう少し詰めていきたいと思っています。

教育長　　検討委員会を立ち上げる話とは違うのですか。

生涯学習部長　　それとはまた少し違います。検討委員会を立ち上げる、それも準備ができています訳ですが、それともう一つ違った形があるので、今私が申し上げた市長事務局の関係する部署と教育委員会あるいはスポーツ振興財団の役員、そういうものが一つになった形で議論するという話が出てきています。ですから、それが一つあって検討委員会ができてしまうと、それがまたおかしな話になり、もし、今、後段で申し上げたような形の組織ができて議論がされれば、逆に検討委員会の必要性は薄くなってしまいます。

教育長　　例えば、議会対応の中で「財団の今後について」という質問が出たら、誰が答えるのですか。

生涯学習部長　　今の時点では教育委員会になります。

教育長　　責任を持って答えられないです。

生涯学習部長　　それを答えられるように、今から整理をしていかないと難しい

教育長

と思います。

正体不明ではっきりしない、ここが一番ネックになっているので、やはり、担当部局というか、部長レベルでも課長でもいいので、ここで皆さんにすっきり方針が話せるように準備してもらいたいです。

委員長

その他いかがですか。

加藤委員

3ページの8番の諸星議員の「就学前児童と家庭への支援について」ですが、この最後に「公立幼稚園の今後のあり方を具体的に検討しなければならない時期にきている」とありますが、どのような現状の問題点があり、検討しなければならないというような質問だったのか、お聞かせいただければと思います。

教育総務課長

この質問につきましては、秦野市の行革推進プランの中で、秦野市の公立幼稚園が14園ありますが、この14園について就園率が50%程度、それから、県内では私立の幼稚園が断然多いです。そのような中で、秦野市と県内、それから全国を見定める中で、今後14園あるべきものなのかというような部分での公立と私立の幼稚園のあり方、それとこども園も含めた中で、秦野市は今後どう進めていく必要があるのかという質問でした。

加藤委員

先月の会議で生徒・園児に関する資料があったと思います。そのときもそう思ったのですが、近所に私立の幼稚園がある公立の幼稚園は、非常に人数が少ないというようなことが載っていたと思います。

そこで、秦野市としては、私立に負けるな、園児数を取り戻そうという方向に行くのか、あるいは、公立は公立のよさを前面に打ち出して、各家庭に選択の自由を保障し、公立としては、所得上の大きなところである費用の安さを担保していくためにも、統廃合を含めた再編をしていく方向に行くのか。どちらに進んでいくかという方針をきっちり打ち出してからでないと、それに対してのさまざまな問題も進めていけないのかなと私も常々感じておりましたので、一度この件に関しても時間を割いて方針を話し合う必要があるのかなと思いました。

教育長

今の件は、前にもどこかでお話ししたかもしれないですが、秦野市は公立幼稚園の数を誇るのか、中身を誇るのかという議論をしていくときに、設置者が秦野市なのです。

やはり、設置者としてどうなのかという市長部局の考え方もあるし、首長の思いがそこには出てくると思います。統廃合といいますと、そんなに簡単ではないです。我々が議論できるのは、就学前の子どもたちの教育を義務教育にどう結びつけるかというところでは、いかに4歳、5歳児の教育がその後に大きな影響が

あるかということは訴えることができる。それを私立にするのか公立にするのかという議論になると、突然教育議論とは離れたところで財政の問題とかいろいろな問題が出てきてしまう。

ですから、私は話し合うことは非常に大事だと思うと同時に、学習会なり何なりに誰を呼ぶか、それを検討しないとこの問題は簡単ではない。例えば、教育指導課と私とで話をしていると、夢を語ってしまう。だけれども、毎年8億からのお金を幼稚園に投入している、このお金は本当に必要か。例えば、伊勢原市は全部私立です。教育予算がその分だけ向こうは少なくて済むとも言える訳です。そのようなことと比較して論議してはいけないのか、するのかということもあるし、それから、今、幼児教育、就学前教育の無償化の動きも出ています。動きなので、どうなるかは分かりませんが、そうなってくるとまた違ってきます。私立に行こうが公立に行こうが、義務教育のようなもので、無償ですから。そうなったときに秦野市はどのような方向に行くのかということ、またこれも別問題です。

それから、幼稚園と小学校の一貫教育という視点です。つまり、大きな段差があることによって、どうも小一プロブレムなども起きているのではないかと、子どもの発達という面に十分目を向けた教育課程が小学校でできているかという問題もあります。そのときに、今のところ、秦野の強みは公立幼稚園があるということで、公立幼小は非常に連携が強く、一貫したカリキュラムもすぐできます。これが私立になると、独立した学校法人ですから、そこには建学の思想があるので、それと公立とが果たしてうまく連携できるか。一貫教育までのカリキュラムが組めるかということ、またそこには壁が出てくるというあたりで、いろいろな議論がそこには出てくると思います。しかし、やらない訳にはいかない。ただ、教育論議をするのか、経済論議をするのかという話になってくると、かみ合わないまま最後まで行ってしまうような気もしないでもないです。

委員長

これこそ教育委員会の議論だけでは済まないことは確かです。最初に申しあげましたように、この中には大きな課題がたくさん含まれております。これらについては、期限を切られているものもありますので、最初に申しあげましたように、それぞれのテーマについて、時間を取って教育委員会としての意見を集約したいと思っております。

2学期制の問題、それから今の公立幼稚園の問題、あるいは制服の問題、これらについては、いずれ近いうちに学習会を開いて検討したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。この日程につい

ては事務局で調整をしていただいて、どこかで行いたいと思います。

続いて、「教育委員会の点検・評価」についてですが、これももちろんここだけで結論が出るということではありませんで、先ほど申し上げた学習会のかなり大きなテーマの一つになりますが、これも今日は資料が配られておりますので、これを教育総務課長からご説明をお願いいたします。

—教育総務課長が教育委員会の点検・評価について説明—

教育長

これは去年も話になったのですが、本来、そもそも教育委員会の点検・評価とは何かというあたりで、我々の教育委員会会議が活性しているかどうかをチェックしようではないかということが本筋だと思います。今、行おうとしているのはその部分です。

ところが、教育委員会事務局が執行している事業についても点検・評価をするように今はなってしまうと。それをどのようにするかということで、先ほどスケジュールが提示され、評価シートまで提示をされている訳です。行わない訳ではないですが、教育委員さんが個々の全部の事業を点検・評価してということまで、それもどうなのかなという気もしないでもないです。多分今年もそれでいくのだろうと。これは前回も話をしているのですが、結局、どれだけ事業を評価するかというと、合計何事業でしたか。

教育総務課長

教育長

79です。

ということは、皆さんのお手元にこの点検・評価シートが70数枚行くわけです。70枚を集めたものを一枚一枚見ながら、一個一個について点検・評価を行っていくという作業がこれから出てくる訳です。この点検・評価のシートを作るだけでも、事務局は膨大なエネルギーを要求されます。だから、本来の仕事がこれによって滞るのではないかという気すらします。そこまでしても行わなければならないのかという話ですが、やはり、法律がそう決めているならば、行わない訳にはいかない。

この点検・評価シートで自己評価し、外部からも評価をいただき、改善していくというだけではなく、年4回の議会でいろいろなものについて議員さんから質問され、それにまた答える。それも一種の点検・評価です。ですから、1年中、点検評価を行って行っているような、そのような中で、より良いものを熟成させていくということが、この時間と陣容でできるのかという疑問も教育委員会として考えるべきではないかと思うのです。

年中、点検・評価を行ってばかりいて、その割にじっくり考えてものをやっていくような時間が下手するとなくなってしまう

ような気がしています。ぜひ、併せて行いながらでも良いですから、これに意味があるかどうかとも考えていただきたい。

それから、9月の議会に出すというタイムリミットがありまして、確かに早くないと意味がないのですが、急かされて事務局がこのようなことばかり行わなければならない。

例えば、行政評価を秦野市で行っています。このシートはその行政評価をかなり意識しているものもありますが、他の部局も全部これを行っていますか。

教育総務課長

教育委員会みたいなこういう形で独自では行っていません。市全体での行革プランの点検です。

教育長

全事業など行ってないでしょう。

教育総務課長

教育委員会のように全事業は行ってないです。

教育長

なぜ教育委員会だけ、これほど点検・評価を事務局が70数枚ものシートを作って行わなければいけないのか。他の部局は行政評価ではごく限られたものだけでしょう。

教育総務部長

高齢者の計画、障害者の計画、その計画の点検・評価は協議会を作って行うというところはあります。

教育長

点検・評価をやることは悪いなんて言う人は誰もいないのは分かっているので良いのですが、ただ、先ほど言ったように、今後の秦野の幼稚園教育をどうしようかというような議論のために、半日以上、あるいは何日もかけて議論しようということは大事だと思うのです。2学期制もしかり。しかし、忙しいのは、このようなことで忙しいのです。

委員長

結局、いつも言うように、点検・評価というのは結果的にはこのようなことになります。だから、こんなことはやっていられない、こんなことをやっていたら本当の仕事にならない、そうだから、もっとシンプルで時間のかからない、それでいて本質の評価ができる評価の仕方を考えなくてはなりません。

これで2回目、3回目ぐらいやれば、そろそろ、シンプルで本質的な評価というものをつくり上げる必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ、教育長がおっしゃるとおり、何のために評価を行っているのか。評価のための仕事ばかりになる。

望月委員

今、実は、学校なんかにもいろいろ聞いてみると、評価、評価、評価で、どうにもパニック状態みたいです。ですから、これは、いずれまた時間が経てば、いろいろ問題点が出てきたものは改善されていくでしょうけれども、まさに教育委員会のこれなんかもそうですよね。

委員長

だから、今回は2回目だから、これをやってみて、その中から改善点を早急に見つける。何と云って、もっとシンプルにし

教育長

なければ、こんなことをやっていたのでは、仕事なんかできなくて、評価のための教育委員会になってしまう。

委員長

去年の点検・評価事業数は130でしたか。それよりは減っていますか。

教育総務課長

なぜ今年は9月に出さなくてはならないのですか。

昨年もそうでしたが、点検・評価については、当然、これが21年度、22年度の事業の取り組みの教育委員会の方針となりますので、その部分の見直し、点検の部分として、9月の予算時期までには作成して、これをもとにした次年度への取り組みということで9月となります。

教育長

点検・評価のために一回集まるようかもしれないですね。

教育総務課長

はい。昨年もそうでしたが、70の部分、それから、これについては2回ぐらい学習会ということで夜集まっていたいただいて、それぞれ担当のほうから概要を説明して、その部分を受けながらやらせていただきました。去年の部分では言葉だけの部分がありましたので、評価シートの中で目標数値が入っていますので、これを見ながら、より具体的に意見をいただくというような格好の学習会を開かないとまず無理だと思っていますので、そのような予定でいきたいと考えています。

望月委員

お願いします。

教育長

それはこのスケジュールに入っていないのですか。

教育総務課長

それは、スケジュールの8月上旬の評価の部分を見定めながら、日を設定させていただきたいと思います。

教育長

これが学習会ということですか。

教育総務課長

はい。

委員長

それでは、できるだけ早く日程を調整していただきますよう、お願いいたします。

続きまして、(3) 修学旅行のキャンセル料の対応についてご説明をお願いいたします。

—学校教育課長より修学旅行のキャンセル料の対応について説明—

教育長

取消料の「概算見込み」と書いてありますので、これが確定金額ではないということは、これからまだよく分からない部分もありますし、旅行業者との折衝によっては若干動く可能性もありそうだし、いろいろと不確定要素がありますので、きょうは約274万円と出ていますが、これがどうなるかはまだ分かりにくいことがあるということも含めてごらんいただきたいということが一点。

それからもう一点、他の市町村も、方針が変わる場合もありま

す。例えば、横須賀市さんは市の交付金でやるということが、例えばどのレベルで決まっているのかまでは私は承知していません。例えば、ちょうど今、議会を開催していますが、議会の中で質問に答えて、市当局がお答えしたのか、あるいは、こちらからの電話の問い合わせに担当事務レベルで内諾を得ているレベルなのか、そのようなこともあります。例えば、小田原市は保護者が負担するという事は確定したのかどうかということも、事務レベルでは多分電話のやりとりである程度の手ごたえみたいなものはあるのですが、これで保護者が納得するのかなと思ったり、あるいは、首長さんがそれでゴーサインを出したのか、議会はそれに反対しないのかなとか、保護者はどうなのかなとか、ちょっと分かりません。この印がついたものも、100%固まっていると理解するのは若干危険ではないかと思しますので、それらを含めての協議であってほしいと思います。

委員長

これに関しては、先ほど加藤委員の質問もありましたけれども、加藤委員は保護者が出すなんていうことは考えられないですか。

加藤委員
委員長
教育長

はい。

出せないでしょう、保護者は。

小田原市が何で保護者に丸がついているのかというのは、他の市のことでとやかく言うことはないけれども、納得できるような説明ができるのでしょうか。

委員長

保護者に負担させるなんていうことはほとんど不可能です。ですから、これは市がやらざるを得ない。市がやらざるを得ないときに、あとは何を使うかということじゃないですか。市の予算のうち何を使えということを我々が言う筋合いはあるのですか、ないのですか。

学校教育課長

そこまではよろしいかと思えます。もしご意見があればお聞かせをいただきたいのですが、まずは、市負担なのか、保護者負担なのか、そこが一番ですが。

委員長
教育長

常識的に市負担だと思いますが。

市というか、公費負担でしょうね。子どもにも親にも何の罪もないのに行けなくなって、あなたが負担してくださいと、それは世の中では通用しないだろうと私は思います。

学校教育課長

一応、財政課には、他市の状況、それから本市の取消料の発生状況についてはお話をしております。冒頭、お話し申し上げましたけれども、もしこれを公費負担で考えるのであれば、予備費で対応していくことになるというところまでは話し合っております。

委員長

取消料ですが、業者も当然ある程度の負担をする訳でしょう。それからもう一つは、この件に関しては国がお金を出すと書いていたときがあったのではないですか。

学校教育課長

私に入っている情報としては、業者が負担をするということは聞いておりません。

委員長

そういう意味ですね、私もそうだと思います。

学校教育課長

それから、公費の取り扱いなのですが、例の経済緊急対策の中には新型インフルエンザ対策に係る事業も入っています。ただ、相模原市では、今回はそれを使うことを取りやめました。その理由は、結局、そういった補助制度を使うと迅速に対応できないということが一つと、確定した金額がまだ出てこないということだそうなんです。これからまだ実施するような学校もあって、実際キャンセル料が幾らかが分からない、数字が確定していないということもあって、迅速に対応していくためにも、また数字が確定していない中では、そういった経済対策の補助事業を使うことは好ましくない、緊急に生じた今回の事故の場合には予備費で充てるのが筋だろうというような見解を持っているそうです。

委員長

それでは、その辺のところに踏み込むかどうかということは別問題として、いずれにしる公費負担ということをお願いをしたいということです。

これは協議事項ですから、教育委員会としてはそういうことをお願いしたいということで良いですか。

—異議なし—

委員長

次にその他に入ります。「大阪府枚方市における全国学力・学習状況調査の学校毎の結果の情報公開に関する大阪地裁判決について」ご説明をお願いいたします。

—教育指導課長が大阪府枚方市における全国学力・学習状況調査の学校毎の結果の情報公開に関する大阪地裁判決について説明—

委員長

ご質問・ご意見等ございますか。

教育長

私の知る範囲では、このような判決が出たということは、裁判に持っていったものでは初めてのケースではないかと思えます。

判例としてこれからどうなっていくかということもありますが、市民からも開示請求あるいは公開してほしいという要望等も出て対応している訳ですが、判例というもののはかなりの影響力を持つものなので、上告審の判決がどうなるかにも関心を持ちたいということです。

委員長

判決ですから、我々が今とやかく言うことではないかもしれません。

委員長

ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。
[午後4時35分]

—関係者以外退室—

[削除]

以上で6月定例教育委員会会議を終了いたします。

[秘密会午後5時00分終了]